

## 富士見パノラマリゾート索道事業運送約款

### (適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令の定めのないときは一般の慣習により行います。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全と秩序維持のために行う業務上の指示に従っていただきます。

### (運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引受けます。

### (運送引き受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規則又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客が泥酔状態にある等、運送の安全に支障をきたすと認められるとき。
- (6) 旅客が法令により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- (7) 天災その他やむを得ない理由による運送上の支障があるとき。
- (8) 係員の指示に従わないとき。
- (9) 旅客が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による一種感染症、二種感染症、新型インフルエンザ等感染者若しくは指定感染者若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者も含む)又は新感染症の所見のある者であるとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由があるとき。

### (乗車券の発売)

第5条 当社は、乗車券等を出札所等において発売します。

### (乗車券の効力)

第6条 乗車券類は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。ただし日数券及び時間券などは、当該乗車券類を同一人が占有して使用する場合に限り有効とします。

2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発売した乗車券類は、その券面表示運

賃の額にかかわらず通用期間内は有効とします。

(乗車券類の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

- (1) 通用期間を経過したもの。
- (2) 転売、転貸された乗車券又は旅客その他の者が故意に偽造、改造、変造した乗車券類。
- (3) 使用者名の記載のある乗車券類を、その記名人以外が使用したとき。
- (4) 不正な手段により取得したもの。
- (5) 書換え又は再発行した場合における原券。
- (6) 汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったもの。

(乗車券の確認等)

第8条 当社の係員は、旅客に乗車券類の提示を求め、これを確認又は回収する。

(運賃、料金及び適用方法)

第9条 当社が旅客から收受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法による。

(運転中止時における運送途中の旅客に対する取り扱い)

第10条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合、運送途中の旅客に対し途中降車などの安全措置を講じ、当社の責任により運転再開後の必要な運送継続の措置を行います。

(運賃の払い戻し)

第11条 天災及び当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払い戻しを行います。ただし、風、雨、雪、霧等により運輸の安全確保のため一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第12条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、降車をもって終了します。

(乗客の禁止行為)

第13条 乗客は次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び降り又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキー、ボード及び搬器を揺らすこと。
- (3) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (4) その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じたスキーその他携帯品の滅失又はき損による損害につ

いては、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失又はき損が当社の過失による場合はこの限りではありません。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失又はこの運送約款の規定を守らなかったこと等により、当社が損害を受けたときは、その旅客に対して賠償を求めます。

(割増運賃等)

第16条 当社は、旅客が第7条の無効乗車券類を使用したときは、旅客から乗車券等に相当する所定の運賃、料金の割増運賃等を申し受けます。

(管轄裁判所)

第17条 当社の索道運送について紛争が生じたときの管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所とします。

(制定)

2020年4月1日